

豪雨災害等の発生時における防火安全上の留意点

長時間停電時の消防用設備等の非常電源の管理



自家発電設備の燃料を確保してください

台風や豪雨等の大規模災害により停電が発生すると、長時間にわたり電気が供給されない可能性があります。自家発電設備においては確保した燃料の量がそのまま停電に耐えうる時間の長さになりますので、大規模災害が予想される場合は燃料の確保をお願いします。

なお、常用電源が復旧したら直ちに自家発電設備の運転を停止し、忘れずに燃料の補充をしてください。

また、万が一燃料が空になってしまうと、エンジン部分の空気抜きをしないと作動させることができなくなるので注意が必要です。

蓄電池設備または非常電源専用受電設備等の場合

蓄電池設備は想定を超える長時間の停電には対応できません。非常電源専用受電設備等についても電力会社から供給されるものなので停電時には使えなくなってしまいます。

そのため、長時間の停電が予想される場合は次のことに留意してください。

(1) 消火設備

消火器等の設置場所や使用方法を確認しておく。不活性ガス消火設備等の自動消火設備については手動による放出手順を確認しておく。

(2) 警報設備

管理する建物内の巡回等により火元の警戒をしてください。

また、自動火災報知設備の中には予備電源の残量が低下すると警報音が鳴動するものがありますので、その対応について予め確認しておく。

(3) 避難設備及び避難経路

長時間停電の場合は誘導灯のバッテリーが尽きてしまう可能性があるため、関係者による避難誘導體制を確認しておく。

また、避難経路上に電気錠がある場合は通行できるよう対策を講じる。エレベーターの使用を制限する。

危険物施設における風水害対策について



危険物施設で多数の被害が発生しています

近年、台風や豪雨による大規模な風水害が全国で相次いで発生しており、危険物施設においても、浸水、土砂流入、強風等による被害が発生しています。危険物施設が被害を受けると、大量の危険物が流出したり、爆発火災の発生等、周辺地域に多大な影響を及ぼします。

危険物施設を保有する事業所の皆さんへ

台風や豪雨による被害を防ぐためには、平時からの備えが重要です。ハザードマップをチェックし、所有する危険物施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っている場合は、各事業所で被害発生の危険性を回避・低減するために対策を講じる必要があります。

重ねるハザードマップ

危険物施設の風水害対策ガイドラインが公表されました。

総務省消防庁から危険物施設を風水害から守るために、風水害対策のポイントをまとめたガイドラインが発出されました。つきましては、ガイドラインに基づき、豪雨や台風等による被害が多発するシーズンまでに各事業所で改めて風水害対策についてご検討ください。

危険物施設の風水害対策ガイドライン

『風水害対策の共通事項』

- ◇ 平時からの事前の備え
- ◇ 風水害の危険が高まってきた場合の応急対策
- ◇ 天候回復後の点検・復旧



豪雨等災害時における一般住宅の注意事項

電気機器の管理

停電復旧時、電気コンロや電子レンジ等の電気機器に再度通電した際、機器又は配線から火災が発生する恐れがあります。詳しくは当本部ホームページのお知らせ「台風や豪雨に伴う停電後の通電火災対策について」を参照してください。

災害発生前に見直しましょう

停電による電気機器の障害は、予め対策しておくことで被害の回避または軽減させることができます。

身の回りを見渡すと、商用電力の供給によって作動しているものはたくさんあります。たとえば、AC電源式の火災警報器は停電時には作動しないので火災に気づけないかもしれませんし、暑い時期にクーラーが使えないと熱中症になるかもしれません。

日頃から「この電子機器が使えなくなったらどうなるか」と想像し、対策を練ることが重要です。